

議案第 1 0 5 号

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

町職員の給与改定等をする必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に、「1 0 0 分の 1 1 0」を「1 0 0 分の 1 1 5」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0」と、「1 0 0 分の 1 1 0」とあるのは「1 0 0 分の 6 2 . 5」と、「1 0 0 分の 1 1 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 7 . 5」とする。

第 1 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 7 . 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 7 . 5」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 5 7 .

5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 1 7 条第 2 項及び第 3 項並びに次項の規定は令和 6 年 1 2 月 1 日から、別表第 1 及び別表第 2 の規定は同年 4 月 1 日から適用する。

(令和 6 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和 6 年 1 2 月に支給する勤勉手当については、改正後の条例第 1 7 条第 1 項中「1 5 日」とあるのは「4 箇月」と、同条第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 1 2. 5」と、同条第 3 項中「1 0 0 分の 5 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 5 5」とする。

(令和 7 年 3 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和 7 年 3 月に支給する期末手当については、改正後の条例第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 3 5」とする。
- 4 令和 7 年 3 月に支給する勤勉手当については、改正後の条例第 1 7 条第 1 項中「1 5 日」とあるのは「4 箇月」と、同条第 2 項中「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 1 7. 5」とあるのは「3 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 1 7. 5」と、同条第 3 項中「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 5 7. 5」とあるのは「3 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 5、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 5 7. 5」とする。

(給与及び勤勉手当の内払)

- 5 この条例による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による給与及び勤勉手当の内払とみなす。

別表第1（第3条、第7条、第22条関係）

給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	184,100 円	235,800 円	254,800 円	303,400 円	480,700 円
	2	185,000	237,000	256,200	305,400	487,700
	3	186,000	238,200	257,600	307,400	495,200
	4	187,000	239,400	259,000	309,300	502,700
	5	188,000	240,600	260,500	311,200	—
	6	189,000	241,800	261,900	313,100	—
	7	190,100	243,000	263,300	315,200	—
	8	191,200	244,200	264,700	317,200	—
	9	192,300	245,400	266,200	319,100	—
	10	193,400	246,600	267,600	321,100	—
	11	194,500	247,800	269,100	323,100	—
	12	195,700	249,100	270,700	325,100	—
	13	196,900	250,400	272,300	327,100	—
	14	198,100	251,700	274,000	329,200	—
	15	199,400	252,900	275,700	331,300	—
	16	200,700	254,300	277,400	333,300	—
	17	202,100	255,800	279,200	335,400	—
	18	204,200	257,200	281,200	337,500	—
	19	206,300	258,400	283,100	339,700	—
	20	208,500	259,800	285,100	341,900	—
	21	210,700	261,300	287,000	344,100	—
	22	212,500	262,700	289,000	346,600	—
	23	214,300	264,000	291,000	349,100	—
	24	216,100	265,400	292,900	351,600	—
	25	217,900	266,900	294,800	354,100	—
	26	219,800	268,500	296,800	356,600	—
	27	221,700	270,000	298,800	359,100	—
	28	223,600	271,500	300,700	361,900	—
	29	225,500	273,100	302,600	364,600	—
	30	226,800	275,100	304,600	367,600	—
	31	228,200	277,000	306,600	370,500	—
	32	229,600	279,000	308,500	373,400	—
	33	231,200	280,900	310,400	376,400	—
	34	232,400	282,500	312,300	379,200	—
	35	233,500	284,100	314,400	381,900	—
	36	234,600	285,600	316,400	384,600	—
	37	235,700	286,900	318,300	387,100	—
	38	236,700	288,200	320,300	389,600	—

39	237, 800	289, 500	322, 200	391, 900	—
40	238, 900	290, 900	324, 200	394, 300	—
41	240, 100	292, 300	326, 200	396, 700	—
42	241, 100	293, 700	328, 100	399, 000	—
43	242, 200	295, 000	330, 100	401, 300	—
44	243, 300	296, 300	332, 100	403, 600	—
45	244, 500	297, 600	334, 100	406, 000	—
46	245, 500	298, 900	336, 100	408, 300	—
47	246, 600	300, 200	338, 100	410, 500	—
48	247, 700	301, 500	340, 100	412, 700	—
49	248, 900	302, 800	342, 200	415, 000	—
50	250, 000	304, 100	344, 700	417, 300	—
51	251, 100	305, 400	347, 200	419, 500	—
52	252, 100	306, 700	349, 700	421, 700	—
53	253, 200	308, 000	352, 200	423, 700	—
54	254, 200	309, 300	354, 500	425, 600	—
55	255, 300	310, 600	356, 700	427, 600	—
56	256, 400	311, 800	358, 800	429, 500	—
57	257, 500	313, 100	360, 800	431, 300	—
58	258, 500	314, 300	362, 800	433, 100	—
59	259, 600	315, 500	364, 700	434, 800	—
60	260, 700	316, 800	366, 500	436, 600	—
61	261, 800	318, 100	368, 400	438, 400	—
62	262, 800	319, 400	370, 300	439, 900	—
63	263, 900	320, 600	372, 200	441, 000	—
64	265, 000	321, 900	374, 000	441, 900	—
65	266, 100	323, 100	375, 800	442, 800	—
66	267, 100	324, 300	377, 500	443, 600	—
67	268, 200	325, 500	379, 100	444, 300	—
68	269, 300	326, 800	380, 500	445, 000	—
69	270, 300	328, 000	382, 000	445, 700	—
70	271, 300	329, 200	383, 000	446, 400	—
71	272, 400	330, 400	383, 900	447, 100	—
72	273, 400	331, 600	384, 700	447, 800	—
73	274, 500	332, 900	385, 500	448, 500	—
74	275, 500	334, 000	386, 300	449, 200	—
75	276, 600	335, 200	387, 000	449, 900	—
76	277, 600	336, 300	387, 700	450, 500	—
77	278, 700	337, 500	388, 500	451, 100	—
78	279, 700	338, 600	389, 200	451, 800	—
79	280, 700	339, 600	389, 900	452, 400	—
80	281, 800	340, 500	390, 600	453, 000	—
81	282, 900	341, 300	391, 300	453, 600	—
82	283, 900	342, 100	391, 900	454, 200	—

83	285,000	342,900	392,500	454,800	—
84	286,000	343,600	393,000	455,400	—
85	287,100	344,300	393,500	456,000	—
86	288,100	345,100	394,000	456,600	—
87	289,100	345,700	394,500	457,200	—
88	290,100	346,400	395,100	457,700	—
89	291,200	347,100	395,700	458,200	—
90	292,200	347,700	396,300	458,800	—
91	293,300	348,200	396,900	459,300	—
92	294,300	348,600	397,400	459,800	—
93	295,300	349,100	397,900	460,300	—
94	296,300	349,600	398,500	460,800	—
95	297,300	350,100	399,000	461,300	—
96	298,300	350,600	399,500	461,800	—
97	299,400	351,000	400,000	462,200	—
98	300,400	351,500	400,500	—	—
99	301,400	351,900	401,000	—	—
100	302,400	352,400	401,500	—	—
101	303,500	352,900	402,000	—	—
102	304,600	353,300	402,500	—	—
103	305,600	353,800	403,000	—	—
104	306,600	354,300	403,500	—	—
105	307,500	354,700	403,900	—	—
106	308,400	355,100	404,400	—	—
107	309,300	355,500	404,900	—	—
108	310,200	355,900	405,300	—	—
109	311,000	356,300	405,700	—	—
110	311,700	356,700	406,200	—	—
111	312,400	357,100	406,700	—	—
112	313,100	357,500	407,100	—	—
113	313,800	357,900	407,500	—	—
114	314,200	358,300	408,000	—	—
115	314,700	358,700	408,500	—	—
116	315,200	359,100	408,900	—	—
117	315,600	359,500	409,300	—	—
118	316,000	359,900	409,800	—	—
119	316,300	360,300	410,200	—	—
120	316,600	360,700	410,600	—	—
121	316,900	361,100	411,000	—	—
122	317,300	361,400	411,500	—	—
123	317,600	361,800	411,900	—	—
124	317,900	362,200	412,300	—	—
125	318,200	362,600	412,700	—	—
126	318,600	362,900	413,200	—	—

	127	318,900	363,300	413,600	—	—
	128	319,200	363,700	414,000	—	—
	129	319,500	364,100	414,400	—	—
	130	319,900	—	414,900	—	—
	131	320,200	—	415,300	—	—
	132	320,500	—	415,700	—	—
	133	320,800	—	416,100	—	—
	134	321,200	—	416,500	—	—
	135	321,500	—	416,900	—	—
	136	321,800	—	417,300	—	—
	137	322,100	—	417,700	—	—
	138	322,400	—	418,100	—	—
	139	322,800	—	418,500	—	—
	140	323,100	—	418,900	—	—
	141	323,400	—	419,300	—	—
	142	323,700	—	—	—	—
	143	324,000	—	—	—	—
	144	324,300	—	—	—	—
	145	324,600	—	—	—	—
	146	324,900	—	—	—	—
	147	325,200	—	—	—	—
	148	325,500	—	—	—	—
	149	325,800	—	—	—	—
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		201,200	233,700	274,800	—	—

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で町長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199,700円とする。

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧				
第1条から第15条の2 略 (期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の110</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4及び5 略 第16条の2及び第16条の3 略 (勤勉手当) 第17条 略 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額(給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。以下こ	略	略	第1条から第15条の2 略 (期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の105</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。 4及び5 略 第16条の2及び第16条の3 略 (勤勉手当) 第17条 略 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額(給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。以下こ	略	略
略	略				
略	略				

の項において同じ。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額を超えてはならない。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の57.5、12月に支給する場合においては100分の57.5」とする。

4及び5 略

第18条から第23条 略

別表第1 略

別表第2 略

別表第3及び別表第4 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第17条第2項及び第3項並びに次項の規定は令和6年12月1日から、別表第1及び別表第2の規定は同年4月1日から適用する。
(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

の項において同じ。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の112.5を乗じて得た額を超えてはならない。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の55、12月に支給する場合においては100分の55」とする。

4及び5 略

第18条から第23条 略

別表第1 略

別表第2 略

別表第3及び別表第4 略

2 令和6年12月に支給する勤勉手当について
は、改正後の条例第17条第1項中「15日」と
あるのは「4箇月」と、同条第2項中「100
分の117.5」とあるのは「100分の112.5」と、
同条第3項中「100分の57.5」とあるのは「1
00分の55」とする。

(令和7年3月に支給する期末手当及び勤勉
手当に関する特例措置)

3 令和7年3月に支給する期末手当について
は、改正後の条例第16条第2項中「100分の2
5」とあるのは「100分の35」とする。

4 令和7年3月に支給する勤勉手当について
は、改正後の条例第17条第1項中「15日」と
あるのは「4箇月」と、同条第2項中「6月に
支給する場合においては100分の117.5」と
あるのは「3月に支給する場合においては10
0分の10、6月に支給する場合においては100
分の117.5」と、同条第3項中「6月に支給す
る場合においては100分の57.5」とあるのは
「3月に支給する場合においては100分の5、
6月に支給する場合においては100分の57.
5」とする。

(給与及び勤勉手当の内払)

5 この条例による改正前の瑞穂町職員の給
与に関する条例の規定に基づいて支給され
た給与及び勤勉手当は、改正後の条例の規
定による給与及び勤勉手当の内払とみな
す。